

感染拡大を防ぐ、「新しい生活様式」へ切り替えを！

一人一人ができる新型コロナウイルス感染症対策を再度確認しましょう。
再び感染が拡大しないよう、長丁場に備えて「新しい生活様式」に切り替える必要があります。感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の実践に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるなど、感染予防対策の徹底をお願いします。
屋外でも、密集・密接には要注意です。



密閉

換気をよく
しましょう

密集

人との距離を
1~2m空けて

近距離 会話

咳エチケットを
お願いします



給付金に関係した詐欺に注意！！

全国で給付金の支給が始まり、給付金に関係した詐欺被害が増加しています。市役所から、右のような内容について連絡することは**絶対にありません**。

・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
・受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

少しでも「おかしい！」と思う連絡があった場合は、返事・返信などは行わず、相談してください。

新型コロナウイルス給付関連消費者ホットライン
☎0120-213-188（10時～16時）

東近江市消費生活センター（相談時間平日9時～12時、13時～16時）
☎0748-24-5659 ☎050-5801-5659



緊急事態措置が解除！ 終息はまだ先。第2波は必ずやってくる！！

世界的大流行となっている新型コロナウイルス感染症。市民の皆さんには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。しかしながら、県内では依然として感染症患者が出ている状況にあります。5月14日には、全国を対象とした緊急事態措置が8都道府県を除いて解除されましたが、『緊急事態宣言』は継続中であり、決して油断はできません。**今後も継続して感染予防対策を徹底することが重要**です。市民の皆さんに改めてお願いします。引き続き、手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、「密閉」「密集」「密接」の「3密」となる環境を避けるよう心がけてください。一人一人の行動が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につながり、自分の命を守る、大切な人を守る、社会を守ることができます。皆さんとともにこの危機を乗り越えていきましょう。

一人一人が感染しない努力を

5月8日開催の東近江市議会臨時会において可決された一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と市民生活への支援や地域経済の安定に直結するものであり、即効性が求められることから、スピード感を持って、職員が一丸となり総力戦で着実に実施してまいりたいと考えています。今後におきましても、本市の有する強みをいかしながら今求められている施策を見極め、的確に次の一手、さらにその先の一手となるさまざまな支援策を講じてまいりたいと考えています。5月14日には、全国を対象とした緊急事態措置が東京など8都道府県を除いて解除されましたが、その前提となる緊急事態宣言自体は継続しており、決して収束

したものではありません。東近江市では、この解除を受け、博物館、図書館などの施設を開館しましたが、3密が起りやすいホールや体育館は、5月31日まで閉館としました。小中学校や幼児施設は、6月1日から再開します。県内では、今も感染者が発生しており、飲食店などの規制も緩和されましたが、引き続き市民の皆さんには、外出やイベントの自粛など、緊急事態措置が解除されたからといって感染症が終息したものではないことを自覚し、一人一人が感染しない努力を続けていただきたいと思います。

東近江市長
小椋正清



これまでの経過

- 4月7日 政府が新型コロナウイルス感染症拡大に備える緊急事態宣言を発令し、同16日には緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大
- 4月21日 滋賀県は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態措置を発表し、県下に自粛を要請
- 4月24日 本市では、該当する施設（「密閉」「密集」「密接」の「3密」の環境となりやすい博物館、図書館など）の一時閉鎖、外出やイベント開催の自粛などを決定
- 5月12日 幼児施設および学校施設について、文部科学省の学校再開や臨時休業にかかるガイドラインに基づき、6月1日から再開を決定
- *小中学校：休校中の授業時間の確保については、夏・冬休みの短縮や学校行事の見直しなどにより生じた授業時間を充てることとしています。
- 5月14日 政府が39県の緊急事態措置を解除。県の自粛要請が一部解除（県立図書館・博物館などは休館）

【市の施設再開について】

- *図書館・博物館など：自宅での学習が困難な環境の人に対して学習の場を提供することが必要と考え、3密にならないよう配慮した上で一部再開を決定
 - *体育施設：市民の健康維持・増進に必要な施設であることから、密閉空間にならないグラウンドなどの屋外施設は、密集場所、密接場面とならないよう配慮した上で再開を決定（屋内施設は、6月1日から再開予定）
- 今後、再び感染が発生しても、散歩などで気分転換できる場所として可能な限り開放します。



本紙記事は、5月19日時点の情報に基づき作成しています。最新の情報については、市ホームページなどで確認してください。

マスク熱中症に注意



マスク着用時は、体内に熱がこもりやすくなり、マスク内の湿度が上がることで、喉の渇きに気がつきづらくなります。また、外出自粛による運動不足から、例年に比べて熱中症のリスクが高まっています。

■熱中症予防

- ①こまめに水分を補給する。喉の渇きを感じる前に、水分を補給する。
- ②暑さを避け、風通しの良い涼しい場所ですぐす（クーラーを早めに点検しておき、我慢せず使う）。
- ③日ごろから体力をつける。
- ④熱中症の症状に気を付ける。

■熱中症の症状

めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、こむら返り、頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感など

「重症の場合」 返事がおかしい、意識消失、けいれん、体が熱いなど

☎健康推進課

☎0748-24-5646

☎0748-24-5646

☎050-5801-5646

FAX 0748-24-1052

～災害にも備えよう～ 避難時の感染症対策を！

水害や土砂災害の発生が心配される時期が近づいています。市では、避難所での感染症対策を行います。新型コロナウイルスの**感染リスクを低減**するため、『避難所に行く以外の避難方法の検討』や『避難時の感染症対策』について皆様のご協力をお願いします。



☎防災危機管理課 ☎0748-24-5617 ☎050-5801-5617
FAX0748-24-0752

◆避難方法と避難先

自宅などで安全を確保できる。

はい

垂直避難（自宅の中で、より安全な上層階へ移動すること。）

- ・浸水しても最上階まで浸水しない場合
- ・水害や土砂災害の危険性が低い場合

→ 普段生活している環境 **感染リスクが低い**

水平避難（自宅を離れ、安全な場所に移動すること。）

- ・水害により自宅などの最上階まで浸水または建物が流される可能性がある場合
- ・土砂災害警戒区域などに自宅がある場合

【避難先】

◆安全を確保できる親戚や友人宅

→ 普段の生活に近い環境 **感染リスクが低い**

※避難所の過密を防ぐため、避難所以外の避難場所の確保にご協力をお願いします。

◆市が開設する指定避難所

- ・不特定多数が避難する。
- ・多数の避難者により、過密になる可能性がある。

→ **感染リスクが高くなる恐れあり**



◆避難所に持っていくもの

避難所に行くときは、**感染症対策用品**を持参してください。

- ☐マスク ☐消毒液 ☐除菌ウェットティッシュ
- ☐体温計 ☐ビニール袋（ゴミ袋）

※このほかに、食料や飲料など1日から数日程度生活できる準備が必要です。

◆自宅などの危険性の確認方法

東近江市防災マップ 滋賀県防災情報マップ



※東近江市防災マップは、市役所でお渡しできます。

能登川保健センターに 発熱外来を設置

安心安全な病院づくりをめざして

新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、能登川保健センター1階の一部を改修して能登川病院で実施していた発熱外来を移設し、5月15日から診察をスタートしました。

能登川病院では、以前から救急室を応急的に使用し診察を実施していましたが、発熱外来の窓口を新たに設けることで、一般診療で来院される人との接触をなくしました。これにより、安心して通院してもらうことが可能となりました。

発熱外来は、1日大人6人（小児科は別途対応）までの診察を想定しています。受診を希望される人は、電話で予約の上、受診してください。

■発熱外来

受付時間 8:00～11:30 診察時間 9:00～16:00

※PCR検査は実施できません。



発熱外来の出入り口（能登川保健センター1階）



発熱外来の診察室

interview

地域の医療を守る



能登川病院 院長 竹内孝幸

新型コロナウイルス感染症の対策を進めるとともに、地域医療を守るということが急務だと考えています。従来から通院される皆さんに安心して受診していただける環境を維持していくため、今回、発熱外来の窓口を設けました。

窓口を設置することで、地域の皆さんはもちろんのこと、病院で働く職員の安全を守ることに繋がると考えています。窓口の設置については、市や保健所と連携して進めることができました。今後も連携を図り、地域医療を守り続けたいと思います。

皆さんができる取り組みを

さまざまな感染症に注意して、手洗い・うがい・清潔な日常生活・ソーシャルディスタンス（社会的距離）に心がけてください。また、社会生活を続ける中で、感染予防のマナーを守りましょう。

☎能登川病院 ☎0748-42-1333 FAX0748-42-6571

電話による人権相談窓口
みんなの人権110番
☎0570-003-110
(平日8:30～17:15)

☎人権・男女共同参画課
☎0748-24-5620 ☎050-5801-5620
FAX0748-24-0217

人権への配慮

冷静な行動を

感染者やその家族、治療に携わっていただいている医療従事者、帰国者、外国人などに対して、不当な差別、いじめ、SNSなどでの誹謗中傷などが見受けられますが、このようなことはあってはならないことです。

不安な気持ちはみんな同じです。こんな時こそお互いを思いやり、人権を尊重し、冷静な行動をお願いします。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、第2、第3の支援策を講じていく予定です。

令和2年度第1回東近江市議会臨時会（5月8日開会）において、新型コロナウイルス感染症緊急対策第1弾として一般会計補正予算案を提案し、同日可決されましたので、その事業内容を紹介いたします。

1 市民生活への支援

■新型コロナウイルス特別定額給付金事業 114億8,850万円

家計への支援を行うため、対象者一人につき10万円の特別定額給付金を給付します。

ご自宅に届いた申請書に必要事項を記入の上、8月18日(火)までに返送してください。

DV被害などで避難され、東近江市に住民票を移すことができない人は、必要な手続きをすることで給付金を受け取れます。詳しくは、問い合わせてください。

☎**新型コロナウイルス特別定額給付金室**
☎0748-24-5690 ☎050-5802-9950



■子育て世帯臨時特別給付金給付事業 1億7,030万円

児童手当受給世帯（0歳～中学生のいる世帯）の対象児童一人につき1万円を支給します。（※所得制限限度額以上の特例給付受給世帯を除く。）



令和2年3月31日までに生まれた児童が対象で、同年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）を含みます。

支給時期は7月上旬の予定で、対象者には別途案内します。

☎**こども政策課** ☎0748-24-5643 ☎050-5801-5643

■住居確保給付金事業 205万円

休業などに伴う収入減により、住居を失う恐れが生じている生活困窮の人に家賃などの支援を行います。

事前にご相談の上、手続きを行ってください。

☎**福祉総合支援課** ☎0748-24-5641 ☎050-5801-5641

2 事業者への支援

■中小事業者への雇用調整助成金等申請支援補助金 1,000万円

従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の申請の際に、社会保険労務士などに委託した場合の経費の一部を補助します。（上限10万円）

詳しくは、市ホームページで確認の上、手続きを行ってください。

☎**商工労政課** ☎0748-24-5565 ☎050-5802-9540

■事業者からの相談に応じる窓口体制を強化

事業者から各種支援策についての相談件数が大幅に増加することから、窓口相談を円滑に行うため、商工労政課の職員を増員しました。



☎**商工労政課** ☎0748-24-5565 ☎050-5802-9540

■新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援事業 2億7,000万円

滋賀県が行う休業要請などに協力した中小企業などを支援するため支援金を給付します。

（申請期間は、6月26日(金)まで）

中小企業者等 40万円（県20万円＋市20万円）

個人事業主 20万円（県10万円＋市10万円）

詳しくは、コールセンターまで問い合わせてください。

☎**滋賀県緊急事態措置コールセンター** ☎077-528-1344

■肉用牛経営安定対策事業補助金 250万円

国の肉用牛肥育経営安定対策事業により補填される肥育経営安定対策交付金について、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、差額の1割の4分の1を補助します。詳しくは、問い合わせください。



☎**農業水産課** ☎0748-24-5660 ☎050-5801-5660

3 感染症対策（検査・医療体制の強化）

■能登川保健センターを改修し、発熱外来を開設 6,000万円

主に、発熱症状や感染症の疑いがある人を対象として、5月15日から能登川保健センターで発熱外来を開設しています。受診を希望される場合は、電話で予約の上、受診してください。

今後、施設の改修を進めることにより、医療体制の充実を図ります。

☎**地域医療政策課** ☎0748-24-5685 ☎050-5801-5664

■予備費の増額

不測の事態が発生し、感染拡大防止など緊急的な財政需要に速やかに対応するための予備費を増額 5,000万円

■妊婦および0歳児をもつ子育て家庭へ感染予防のためマスクを配付 500万円

妊婦および0歳児の子育て家庭にマスク1箱（50枚入）を配付します。

*妊婦：保健センターまたは各支所で引換券と交換

*0歳児：5月の「見守りおむつ宅配便」で配付



☎**健康推進課** ☎0748-24-5646 ☎050-5801-5050
☎**子育て支援センター** ☎0748-22-8201 ☎050-5801-1135

市ホームページ特設サイト 新型コロナウイルス関連のお知らせ

国・県・市の発信する情報を「**くらし・経済対策**」「**施設の状況**」「**イベント・行事の状況**」「**市内の状況**」「**感染予防・相談**」に分類して掲載しています。本紙掲載の支援策のほかにも随時更新し掲載していますので、活用してください。



ホームページはこちら



TOPICS

新型コロナ対策に 温かい支援の輪

東近江市へ、マスク、消毒液、医療用ガウン、現金などの寄贈・寄附が市内外から多く寄せられています。

4月27日、布引グリーンスタジアムを本拠地として活動するMIOびわこ滋賀を運営する株式会社Mi-Oスポーツから、携帯型ボトルのアルコール消毒液1,000本などを寄贈いただきました。また、5月12日には、本市の友好都市である中国湖南省常德市からマスク5万枚の寄贈がありました。常德市曹立軍市長からは、「私たちは場所が違っても、同じ自然や志でつながっています。ともにこの困難に立ち向かい乗り越えましょう」と温かいメッセージをいただきました。

サージカルマスクや手作りの布マスクなど、さまざまなかたちで支援をいただいております。5月18日時点で市に寄贈いただいたマスクは、14の法人や個人などの皆さんから合計約13万1,000枚です。寄贈いただいたマスクや消毒液などは、市内の福祉・医療施設、民生委員・児童委員に配付するなど有効に活用させていただきます。



（左から）小椋市長、嘉茂選手、権田代表取締役、永富選手、大槻監督

■記号の説明・・・☎=問合せ IP=IP電話 FAX=ファクス